

公私立大学を対象とした国際共同利用・共同研究拠点の認定について

平成30年度に創設した国際共同利用・共同研究拠点制度について、公私立大学を対象に公募を実施し、審査の結果、「立命館大学アート・リサーチセンター」を認定しました。

1. 認定の経過

今回の公私立大学を対象とした公募は、本年6月3日から7月5日まで行い、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会（主査：八田 英二 学校法人同志社総長・理事長、以下「専門委員会」という。）において審査が行われ、認定候補として以下を選定し、令和元年10月23日付けで文部科学大臣による認定が行われました。

大学名	施設名	拠点名
立命館大学	立命館大学アート・リサーチセンター	日本文化資源デジタル・アーカイブ国際共同研究拠点

【これまでの審議経過】

令和元年6月 3日～7月5日 公募期間
 8月 2日～9月2日 専門委員会で書面審査
 9月30日 専門委員会でヒアリング審査
 認定候補決定

2. 認定の理由

拠定の認定理由は以下のとおりです。

大学名	施設名	拠点名
立命館大学	立命館大学アート・リサーチセンター	日本文化資源デジタル・アーカイブ国際共同研究拠点
<p>申請施設は、研究実績、研究水準等に照らし、文化情報学、および情報学、地理学、芸術学、歴史学、文化財学分野における国際的に中核的な研究施設として活動しており、保有する文化研究資源のデジタル化の技術を活かし、日本の文化・芸術を対象とした文化研究資源のデジタル・アーカイブや共同研究を海外の博物館・美術館等と活発に行っており、今後、国際的な共同利用・共同研究の拠点としての活動や発展性が特に高いと見込まれることによる。</p>		

【参考】 国際共同利用・共同研究拠点制度の概要

「国際共同利用・共同研究拠点」は、大学に附置される研究施設のうち、国際的な研究活動の中核としての機能を備え、学術研究の発展に特に資するものを、学校教育法施行規則第143条の3の規定に基づき、「国際共同利用・共同研究拠点」として文部科学大臣が認定する制度です。

認定を受けた拠点は、研究人材や研究設備、ネットワークなど、国際的に卓越した研究資源を活用し、一大学の枠を超えた国際的な共同利用・共同研究体制の中核として、我が国の研究力向上に貢献することが期待されます。

なお、文部科学省では、認定を受けた拠点に対し、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」により支援を行っています。

○国際共同利用・共同研究拠点一覧（令和元年10月現在）

大学名	国公立	施設名	拠点名
東北大学	国立	金属材料研究所	材料科学国際共同利用・共同研究拠点
東京大学	国立	宇宙線研究所	宇宙線国際研究拠点
		医科学研究所	基礎・応用医科学の推進と先端医療の実現を目指した医科学国際共同研究拠点
京都大学	国立	化学研究所	化学関連分野の深化・連携を基軸とする先端・学際グローバル研究拠点
		数理解析研究所	数学・数理科学の国際共同研究拠点
大阪大学	国立	核物理研究センター	国際サブアトムック科学研究拠点
立命館大学	私立	立命館大学アート・リサーチセンター	日本文化資源デジタル・アーカイブ国際共同研究拠点



拠点長：細井浩一

○文化研究資源のデジタル・アーカイブによって、デジタル・ヒューマニティーズ型日本文化・芸術研究の加速化を実現し、かつオンライン・デジタル研究環境を全世界に提供する。もって、各国に散在する日本文化研究拠点の活性化と連携を図り、日本芸術・文化研究の強化と普及を目指す。

研究所の概要

研究分野： 文化情報学、及び情報学、地理学、芸術学、歴史学、文化財学

研究者数： 31人（令和元年10月1日現在）

実績： 欧米の博物館・美術館等に所蔵される文化資源（美術・歴史資料）の網羅的なデジタル化を継続的に推進している唯一の拠点。浮世絵ポータルDB（606,718件、3,367,463 PV）、古典籍ポータルDB（213,336件、3,089,356PV）など、世界最高峰のDBを構築し、大英博物館やメトロポリタン美術館など世界を代表するミュージアムへ基盤環境を提供、展覧会などの研究活動を底支え。インドネシア・ポロブドゥール寺院など、アジアの世界的文化遺産・文化財のデジタル・アーカイブも加速的に推進。各国文化省レベルとの共同研究を実施。

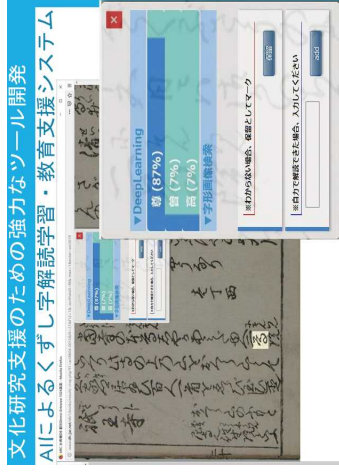
当該研究所の現状分析

日本文化・芸術を対象とするデジタル・アーカイブでは、最大規模の研究活動をしている研究拠点である。全世界的に進展する文化資源デジタル・アーカイブのなかでも、国際的にも高い評価を受けている。一方で、

- ・ 日本文化を対象としているため、英語等外国語による情報発信に弱点があり、これを強化する必要性がある。
- ・ 海外の研究組織・個人との1対1での連携・共同が多く、海外の組織間を連携させるハブとなる必要性がある。

機能強化を図る取組

- ・ 英語を第一言語とした情報発信により、日本研究者ら携わる者以外の研究者らとの共同も視野にいれる。地理的制限を超え、デジタル空間上での研究活動をより効果的に進められる共同研究のためのオンライン型研究スペースを開発し、運用をスタートする。
- ・ 「くずし字解読支援システム」や古地図整形機能など、AIやデータサイエンスを活用して、人文研究を強力に支援するシステム・ツールの開発・提供



機能強化により期待される効果

- ・ 海外研究拠点同士の連携を強化し、研究効率の大幅なアップを図る。日本文化研究の枠を越えた、国際的文化研究、情報学での応用、商用・非商用を含む文化資源企業など幅広い分野との共同化。
- ・ 海外で活躍する日本文化研究者と若手研究者とが、国籍や国境・地域を問わず共同研究を実施する機会を大幅に伸長。
- ・ 「世界の中の日本研究」という国際的な目的・意義を明確にした研究者の育成。
- ・ デジタル技術によって、沈滞する人文研究（ヒューマニティーズ）の手法を劇的に変え、日本文化以外の分野にもデジタル・ヒューマニティーズ型研究を進展。

学校教育法施行規則（関連部分）

（平成二十年七月三十一日一部改正（平成二十年文部科学省令第二十二号）
（平成二十一年八月二十日一部改正（平成二十一年文部科学省令第三十号）
（平成三十年五月一日一部改正（平成三十年文部科学省令第十八号）

第百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

- 2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。
- 3 第一項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものであって国際的な研究活動の中核としての機能を備えたものは、国際共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。
- 4 第二項の認定と前項の認定は、重ねて受けることができない。

特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会（第10期）

委員名簿

令和元年5月現在

〔委員〕

観山 正見 広島大学特任教授

〔臨時委員〕

甲斐 克則 早稲田大学理事・早稲田大学大学院法務研究科教授

鍋倉 淳一 自然科学研究機構生理学研究所長

〔専門委員〕

石田 麻子 昭和音楽大学オペラ研究所長・舞台芸術政策研究所長

城石 俊彦 理化学研究所バイオリソース研究センター・センター長

関沢 まゆみ 人間文化研究機構国立歴史民俗博物館教授

瀧川 仁 東京大学物性研究所教授

長谷川 美貴 青山学院大学理工学部教授

八田 英二 学校法人同志社総長・理事長

安友 康二 徳島大学大学院医歯薬学研究部生体防御医学分野教授

山田 道夫 京都大学数理解析研究所長

龍 有二 北九州市立大学副学長

国際共同利用・共同研究拠点制度について

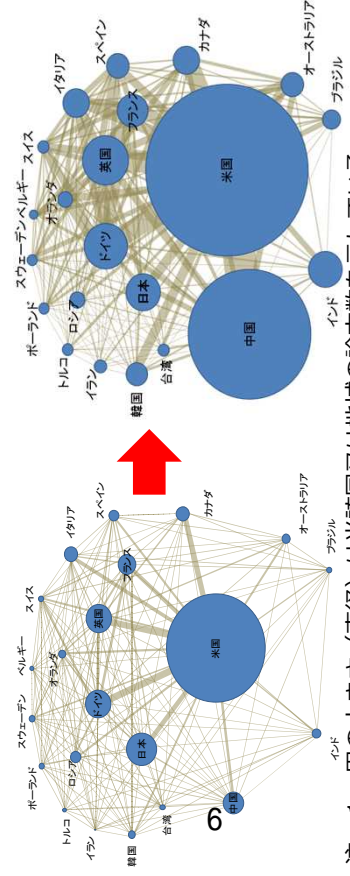
背景・目的

- **共同利用・共同研究拠点**は、我が国における当該研究分野の中核的研究拠点であり、**国際的なレベルの研究を推進し、当該分野の研究の発展をリードする役割を果たしている拠点や当該分野の国際的な連携・協力の窓口としての役割を果たしている拠点も少なくない。**
- 一方、我が国の科学技術・学術分野においては、近年、論文数の伸びが停滞し、**国際的なシニア・順位は大幅に低下。主要国においては、論文数のうちの国際共著率を増加させ全体の論文数を増加させているが、我が国においては、国際共著率の伸びも停滞している。**
- このため、**国際的にも有用かつ質の高い研究資源等を最大限活用し、国際的な共同利用・共同研究を行う拠点を「国際共同利用・共同研究拠点」として認定し、重点支援**することで、**国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の基礎科学力を強化させる。**

2005年

2015年

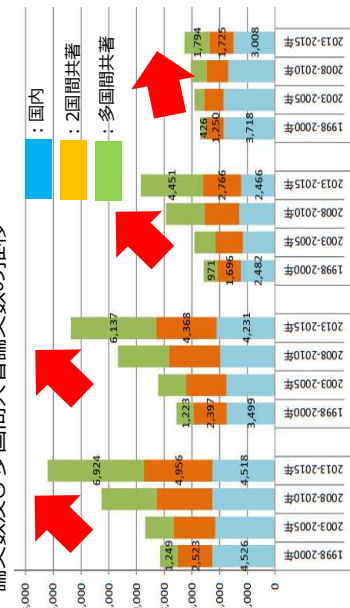
各国間での共著関係の構造変化



- 注：1. 円の大きさ（直径）は当該国又は地域の論文数を示している。
 2. 円の間を結ぶ線は、当該国又は地域を含む国際共著論文数を示しており、線の太さは国際共著論文数の多さにより太くなる。
 3. 直近3年間の論文を対象としている。

■ 国際的に科学論文や国際共著論文数が伸びているが、我が国の伸びは鈍い
 同程度であり、国際共著論文で差が生じている。

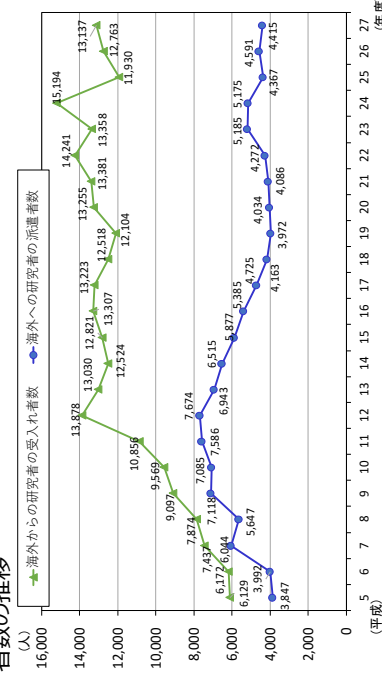
Top10%補正論文数における国内論文数・2国間共著論文数及び多国間共著論文数の推移



英国 フランス 日本
 科学技術のベンチマーキング2017（平成29年8月、科学技術・学術政策研究所）

■ Top10%補正論文数における2国間・多国間共著論文数の伸びが他国と比較して、国内論文数は同程度であり、国際共著論文で差が生じている。

中・長期的な海外への研究者の派遣者数・海外からの研究者受入者数の推移



出典：「国際研究交流の概況」（平成29年6月、文部科学省）

■ 過去15年間の傾向では、海外からの研究者の受け入れ数はほぼ横ばいであり、海外への研究者の派遣者数（削減傾向）にある。（中長期：30日を超える期間）

概要

- 「共同利用・共同研究拠点」制度とは別に、新たに「国際共同利用・共同研究拠点」制度を創設（平成30年度～）。国際的に有用かつ質の高い研究資源等を活かして、国際的な共同利用・共同研究を実施する研究拠点を「国際共同利用・共同研究拠点」として認定。
- 国際的な共同利用・共同研究を一層活性化させるための外国人研究者招へい費（滞在費・旅費）、外国人研究者支援のための職員人件費、共同研究費、設備費、世界的な中核拠点に求められる若手研究者育成費（研究費、人件費）等を支援。